



災害廃棄物処理計画の策定について

令和 年 月

京丹後市

【策定の背景及び目的】

災害廃棄物対策指針

地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定等の指針となるもの。

- ①近年の廃棄物処理および災害対策基本法の改正を受けた災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針の位置付けの変化等への対応
- ②近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実
- ③上記②を受けた平時の備えの充実

- 全国各地で大規模災害が多発しており、国では、平成23年3月の東日本大震災を受け、「災害廃棄物対策指針」（平成30年改定）を示し、市町村における「災害廃棄物処理計画」の策定を求めている。
- 災害廃棄物の処理については、短時間で大量の災害廃棄物が発生するため、仮置場や収集運搬車両、処理先の確保が困難、雑多な災害廃棄物が混在していることが多く、分別を徹底しないとその後の処理が困難になる等様々な問題がある。
- 京丹後市における災害を想定し、災害発生時の廃棄物処理に関する対策、災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

➤府内の策定状況（R5.12月時点）

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、南丹市、大山崎町、久御山町、井手町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

府内26市町のうち20市町村が策定済み。（R6.3月策定予定：宮津市、八幡市、木津川市、笠置町 R6年度策定予定：宇治田原町）

災害廃棄物処理計画の位置付等

【廃掃法に基づく基本方針】

市町村は、平時から各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、適宜見直しを行うこと。

【災害廃棄物対策指針】

地方公共団体はそれぞれの地域特性を考慮し、対象とする災害に応じて必要な項目を対策指針より選択し、地域防災計画等で想定される災害や被害を踏まえつつ、災害想定地域で起こり得る災害の種類や地域特性をあらかじめ想定した災害廃棄物処理計画を策定すること。

市町村における災害廃棄物処理計画の構成

災害廃棄物処理計画を策定している多くの市町村において、類似の項目が示されている。
(例)

第1章 基本事項 (計画の目的／計画の位置付け／発災後の時期区分と特徴／発災後の処理の流れ)

第2章 組織体制 (市災害廃棄物処理体制／協力・支援体制)

第3章 災害廃棄物処理に関する事項 (災害廃棄物等の種類／処理方針、処理手順、処理フロー／処理困難物等／避難所ごみ、し尿／損壊家屋等／県(府)と市の役割)

第4章 発生量と処理能力の推計 (災害廃棄物の発生量の推計手順／想定する災害及び災害廃棄物の推計量／発生量の推計方法／災害廃棄物処理能力の推計)

第5章 災害廃棄物仮置場

(仮置場の選定方法／仮置場の選定手順、優先順位／仮置場の運営／必要面積の算出／仮置場の候補地状況／仮置場の配置イメージ、緊急交通の確保、搬入ルート設定の手順)

第6章 災害廃棄物処理実行計画

第7章 市民への広報・啓発

第8章 その他 (職員の教育訓練、計画の見直し等)

なお、対策指針では、発災後にあっては、地方公共団体は、「災害廃棄物処理計画」に基づき、初動対応を着実に実施することとされているところ、当該計画とは別に「実行計画」を策定することとされている。「実行計画」では、災害の規模に応じて具体的な内容が示され、処理の実施状況を適宜反映することとされており、災害廃棄物の処理が終了した後、記録の整理、評価ほか、必要に応じて、災害廃棄物処理計画を見直すこととされている。

【京丹後市災害廃棄物処理計画案の構成】

市災害廃棄物処理計画では、本市の状況を踏まえた災害廃棄物対策及び行動計画を示した。

第1章 総則	災害廃棄物処理計画の概要
第2章 基本的事項	基本方針／組織・体制／情報収集及び共有／協力・支援体制／住民等への啓発・広報
第3章 災害廃棄物処理	災害廃棄物の処理／処理主体／集積場・仮置場／収集運搬／し尿処理
第4章 選別・分別	生活ごみ（避難所ごみ、片付けごみ）の処理／再資源化／有害廃棄物・処理困難物等／集積場所及び一次仮置場の選別配置（例）
第5章 その他	平時の備え／歴史的遺産・文化財の取扱い／海岸漂着物の対策／仮設処理施設／環境対策・モニタリング／貴重品・思い出の品の取扱い
第6章 参考資料編 （発災時マニュアル）	運営様式／連携協定等の活用／廃棄物処理法の特例制度

災害廃棄物対策の重要性

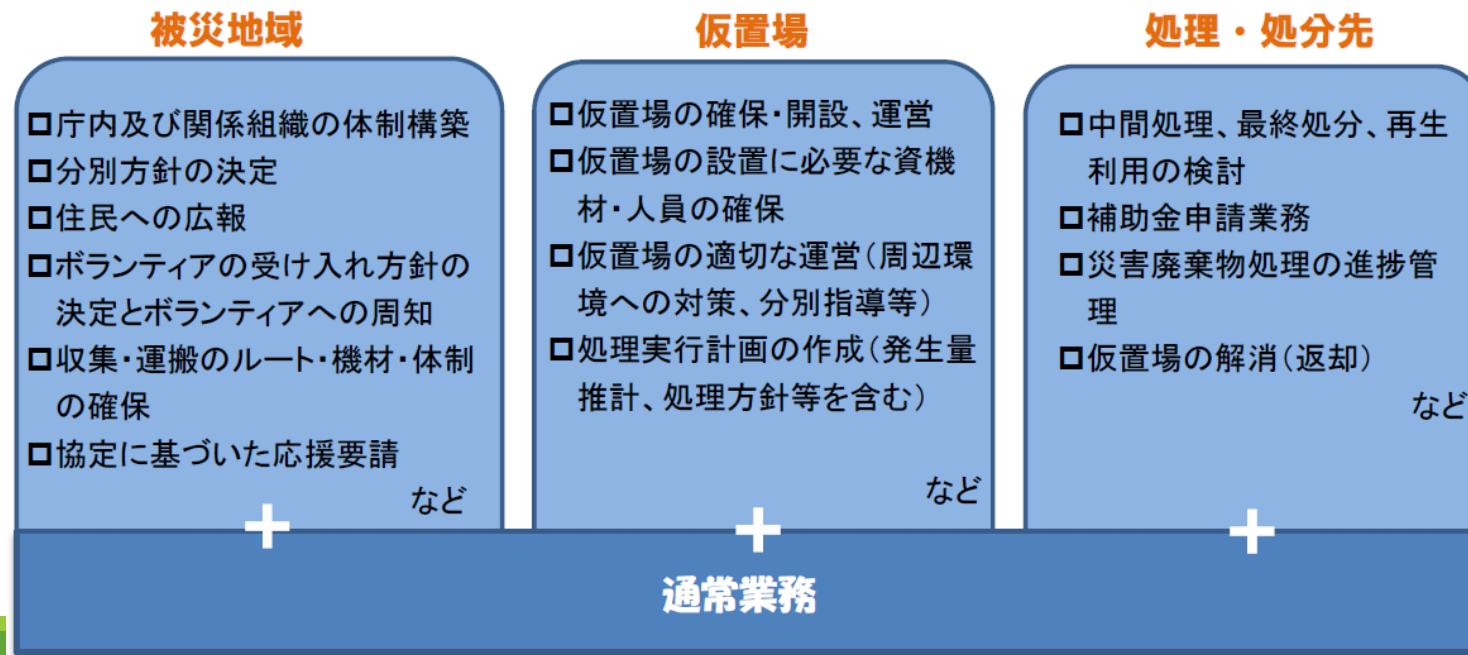
- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生します。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止**に非常に重要です。
- 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の**早期の復旧・復興**に繋がります。

通常業務に加え、一時的に大量の業務が発生します！

一方で、

業務の優先順位を設け、効率的に作業を進めることが重要です。

平時における事前の準備や処理の流れに関する想定があれば、より適切な復旧・復興活動が行えることとなります



災害廃棄物処理計画

例えば・・・ 片付けごみに関するルール

- (1) 片付けごみの処理と対応の流れを想定する
- (2) どのように回収するか全体像を考えておく
- (3) 片付けごみの分別区分を決めておく
- (4) 排出場所(集積所)を調整しておく
- (5) 平時から住民への広報・啓発を行う
- (6) 家具類の転倒・落下・移動・浸水防止対策の促進

災害時の片付けごみの排出ルール例

ごみの種類ごとに排出時のルールを明確化することで、スムーズな収集運搬につながります。



- 片付けごみは、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される、家具、家電、畳・敷物などの災害廃棄物です。災害で壊れていないごみや、日常の生活ごみなどは、片付けごみに該当しません。
- 片付けごみは発災後の早い段階で排出されることから、自治体では初動～応急対応期に収集運搬・処理体制を確保し、便乗ごみ・混合廃棄物の発生や処理費用の増大を抑制することが重要となります。

